

令和6年6月12日 議会運営委員会（未定稿）

○小野委員長 次に、④送付6-19、請願書・陳情書のオンラインでの提出を可能とするよう求める陳情書の審査に入ります。

事務局から他区の状況などの情報はありますか。

○石綿次長 請願書・陳情書のオンラインでの提出に関する件でございますが、こちらに関しましては、私どもの特別区議会事務局長会、先日も開催されたところでございますが、そこでも意見交換が行われた状況でございました。こちらで受付を開始した区もわずかにあるようではございましたが、やはり本人確認などの課題もあるところがございまして、本区も含めてですが、23区全体としてはまだ積極的な動きというのではないような模様であったところでございます。いずれにいたしましても、今後も各区の状況などの意見交換を行っていくことが、その場でも話として確認されたところですので、事務局としても各区の今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

○小野委員長 はい。それでは、委員の皆さまからどうぞ。はい、岩佐委員。

○岩佐委員 本人確認が一つの課題になっているというご答弁、ご説明でしたが、今窓口に来た人の本人確認はやっぴらっしゃるんですか。

○石綿次長 こちらに関しましては、ご本人の署名などをもちまして確認させていただいている状況でございますが、オンラインになりますと、こういったところがなかなか難しいかなと考えてございます。

○小野委員長 はい、岩佐委員。

○岩佐委員 例えばPDF化も含めて、オンラインでもやり方があるかと思いますが、法改正そのものがあるということは、方針として、オンライン化を全国的に進めていこうよねと、多様な人になるべく議会に参画できるような手法を広げていこうよねという趣旨での法改正との理解で間違いはないですか。

○石綿次長 岩佐委員のご指摘のとおり、これは自治法の改正というのは、コロナ化もございましたし、そういう趣旨で改正がなされたんだろうなと私どもも思っています。一部余談になりますが、この法改正による請願、陳情というところがございますが、それ以外にも、例えば国への意見書もオンラインでできるようであるとか、様々なものがオンラインで可能になったと、法的にも認められるようになってきたというところもございます。このあたりに関しましては、実態として便宜的にそういったものを既にやっていた、やっているような内容についても法的に担保されてきたのかなというような受け止めもあるかと我々考えてございますが、一方でこの請願・陳情に関しましては、ご指摘のとおり様々門戸を広げるという意味では、電子申請なども踏まえながら、オンラインでの受付も可能にしていく方向というの、検討しなければいけないかなと私どもも思っております。また、一方でということで、なかなか煩雑な手続きを逆に求める必要も出てしまうかなというようなこともありまして、他区も色々様々動向を見守っているような状況もあるかなと思っております。個人の確認に関しましては、オンライン化をするにあたっていくつかの手法があるように、私どもも研究しているところでございます。その中で、請願に関しては、一つのやり方というのを採用して、実際に進めていくというようなことが、実行に移していく区もあるようではございますが、これが果たして私どもの区の請願・陳情の取り扱いとなじむのかどうか、実態の部分との照らし合わせということも必要かなと考えてございます。繰り返しになりますけども、ご答弁変わらないところもございまして、引き続き動

令和6年6月12日 議会運営委員会（未定稿）

向は注視していかなければいけない内容なのかな、国の趣旨を踏まえればとそう認識している状況でございます。

○小野委員長 はい、岩佐委員。

○岩佐委員 ありがとうございます。広く参画ということを一般的に申し上げましたけれども、例えば障害がある人とか、働いている人とか、平日9時5時、8時半から5時までですか、出せない人とか。本当に物理的に陳情、請願が出せない人っていうのは、いると思います。そういった意味での合理的配慮も含めまして、手続きの緩和は、ある程度は進めて行く方向に同意はするんですけど、技術的なもので、課題というのを、これは法改正したばかりの話ですので、もう少しどこどこが課題で、できるところというのを整理していただいて、資料として出していただければありがたいんですけど可能でしょうか。

○小野委員長 一旦休憩します。

午後3時01分休憩

午後3時10分再開

○小野委員長 それでは再開いたします。（発言する者あり）。はい、次長。

○石綿次長 お待たせいたしました。今、岩佐議員の方からいただきました資料要求でございます。オンラインによる請願、陳情の様々な手法等々の可否でございますが、これに関しましては、私どもの方でも、現状を把握しているもの等々ございますので、岩佐委員とも調整をさせていただきながら、今お出しできるものは、おまとめして後日お出しさせていただきますと思います。

○小野委員長 はい、白川委員。

○白川委員 一つ気になるのは、やはりオンラインはハードルが低いので、例えば今回のような収賄事件みたいなことが起こったときに、SNSで千代田区にどんどん請願を出そうみたいな運動が起こったときに、莫大な数が来たときどう処理するんだみたいな不安はあるんですね。やっぱり、そこにハードルを高くするという努力がないと、これまでのように、もちろん量が増えるのは当然なので、これまでより迅速に処理する努力はしなければなりません。それでも追いつかないような数が来ることはできるだけ避けたいというふうに思います。

○小野委員長 はい。それでは、この陳情につきまして、いかがいたしましょうか。

〔「継続で」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは本陳情につきましては、継続とさせていただきます。

送付6-19、請願書・陳情書のオンラインでの提出を可能とするよう求める陳情書の陳情審査を終了いたします。